

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
(用語の定義)			(用語の定義)		
第3条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。			第3条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。		
局名	公所名		局名	公所名	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	(略)	厚生院、 <u>中央看護専門学校</u> 、衛生研究所	健康福祉局	(略)	厚生院、衛生研究所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)			2・3 (略)		
別表第2			別表第2		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	(略)	(略)	健康福祉局	(略)	(略)
	精神保健福祉センター、 <u>中央看護専門学校</u> 及び衛生研究所の長	(略)		精神保健福祉センター及び衛生研究所の長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。